

みんなで守ろう 自転車の交通ルール



交通安全きらめき大使
仲俣由菜

令和4年
11月1日より
自転車安全利用五則
が新しく
なりました

1



車道が原則、
左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2



交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

3



夜間は
ライトを点灯

4



飲酒運転は
禁止

5



ヘルメットを
着用

自転車安全利用五則



令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して
乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されます。

ご存知
ですか？

自転車の交通ルール

1 自転車は、自動車と同様、車道通行が原則！



- 自転車が道路を通るときは車道の「左側」を通行しなければいけません。
- 自転車は「車と同じ向き」で乗りましょう。
- 車道と歩道の区別があり、歩道に「通行可」の標識がない道路では、車道の左端を通行。

2 自転車で歩道を通行できる場合



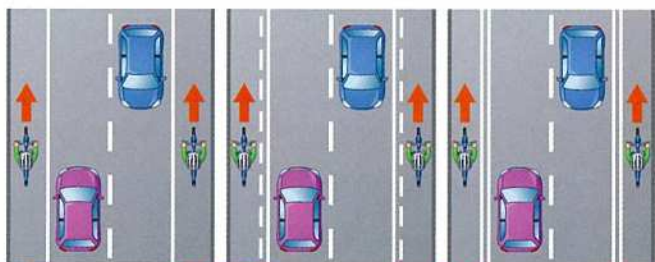
- 「歩道通路可」の標識や道路標示で指定されている場合。
- 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の人、身体の不自由な人の場合。
- 著しく交通量が多く危険な場合など、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合。

3 歩道の代わりに路側帯がある道路では...

路側帯
(白線が1本)

駐停車禁止路側帯
(白線と点線)

歩行者用路側帯
(白線が2本)



※道路の右側にある路側帯、歩行者用路側帯は通行することができません。

4 歩道では、車道寄りを徐行！ ～歩道は歩行者が優先～



- 歩道は歩行者が優先です。自転車は、車道寄りを徐行しましょう。
- 歩行者に迷惑や危害を与えないように危ないときは自転車から降りましょう。

こんな乗り方は法律で禁止されています！



二人乗り



飲酒運転



並進通行



ヘッドホンや携帯電話を使用しながらの運転



傘差し運転



信号無視や一時不停止



無灯火運転